

配偶者居住権について法務、税務からの考察 ※(ZOOM・対面の両形式により開催)

民法改正により新設された「配偶者居住権」(民法1028条)の制度が令和2年4月1日から開始し、その登記も認められることとなりました。当該改正は相続後に残された配偶者の権利を守るために制定されたものですが、税務上においてはその評価額や放棄した場合の取扱いなど、相続税を中心に法改正が行われました。

そこで今回の研修では、「配偶者居住権」の法務・税務上の取扱いを確認しつつ、具体的な活用方法の事例や問題点などを考察します。

「配偶者居住権」の法務上の解説は原田いづみ講師、税務上の解説は堀ノ内康丈講師が行います。



開催日：令和3年6月26日(土)

開催時間：午後1時から午後5時まで

形式：ZOOM・対面の両形式により開催

会場：鹿児島大学郡元キャンパス

総合教育研究棟3階セミナー室1

※ZOOMで参加される皆様には後程IDとPassをご連絡致します。

参加をご希望の方は下記の電子メールまたはFAXでご通知いただくか、
<https://forms.gle/E18a5QDU1eS2Ur6K9>こちらのリンク先より申し込みください。

講師：原田いづみ教授・堀ノ内康丈税理士

申込締切：令和3年6月23日(水)必着

主催：鹿児島大学司法政策教育研究センター

共催：鹿児島大学税法研究会(鳥飼塾)

問い合わせ先：鹿児島大学司法政策教育研究センター

〒890-0065鹿児島市郡元1-21-30

電話 099-285-7569/3905(担当：小塩・徳重)

FAX 099-285-7600 メール center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp

主催：鹿児島大学司法政策教育研究センター/共催：鹿児島大学税法研究会
【配偶者居住権について法務、税務からの考察】

参加申込書

F A X送信先：099-285-7600

e-Mail：center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp

(e-Mailの場合、下記の内容をすべてお知らせ下さい。)

氏 名

資 格 弁護士（ 期）／税理士／司法修習生／その他（_____）

所 属

参加形式 ZOOM : 対面

連絡先 TEL

FAX

E-Mail _____@_____

※ 参加の可否や、ZOOMのID・Passのご案内のため、少なくともTELとe-Mailは、必ずご記入して下さい。

【開催日】令和3年6月26日（土）

【時間】午後1時から午後5時まで

【形式】ZOOM・対面の両形式により開催

【会場】鹿児島大学郡元キャンパス

総合教育研究棟3階セミナー室1

【講師】原田いづみ教授・堀ノ内康丈税理士

【申込締切】令和3年6月23日（水）必着